

立川市庁舎デジタルサイネージ設置事業者募集要項

1 事業概要

(1) 件名

立川市庁舎デジタルサイネージ設置事業

(2) 目的

立川市では、本庁舎内において、わかりやすい庁舎案内板や市内全域図等（以下「デジタルサイネージ」という。）を設置し来庁者の利便性を図ります。

このデジタルサイネージ設置を行う者（以下「設置事業者」という。）が同時に広告を掲載できる設備を設置し、広告主を募集し広告料収入を得ることで、本庁舎内のデジタルサイネージの作成、設置、管理運用の費用を負担し、また、得られた広告料収入の一部を広告掲出料及び行政財産使用料として立川市に納付することにより、市の新たな財源として有効に役立てることを目的として、設置事業者を公募します。

なお、本庁舎以外の設置を希望する場合、別途提案を受け付けます。（7ページ項目13を参照）

(3) 事業内容

別紙「立川市庁舎デジタルサイネージ設置事業仕様書」のとおり

(4) 事業実施期間

令和4年4月1日以降の行政財産の使用許可日から5年（今回の公募により、現在の設置事業者から他の設置事業者に変わる場合は、現在の設置事業者撤収後、速やかに行政財産の使用許可をします。）。

(5) 費用等の負担

設置事業者は、次の費用を負担してください。

ア 使用料：立川市行政財産使用料条例（昭和39年立川市条例第76号以下「条例」という。）第2条第1項に規定する額。

イ 電気料：製品カタログ等により申告する消費電力を基に算出した電気料金。

ウ 設置費用：デジタルサイネージの設置に係るすべての費用（電源工事等が必要な場合は、その費用も含む）。

エ 原状回復費用：設置期間終了後の原状回復に係る費用。

オ 広告掲出料：設置事業者が提案する金額（年額）を広告掲出料として市に納付してください。

カ その他：運用に係る全ての費用（デジタルサイネージの破損、汚損や表示物変更等に伴う措置等の費用）

2 参加資格要件

この事業者選定に参加できる者は、この選定の参加申込日現在において、次の各号の要件をすべて備えた事業者（法人）とします。

- (1) 東京都内に本店、支店または営業所を有し、かつ、立川市競争入札参加資格登録（以下「資格登録」という。）を当該店舗でしている者。ただし、資格登録をしていない者にあつては、下記書面を提出し、契約締結時までに資格登録できる見込みがある場合（実際に登録する必要はない。）に限り、参加することができます。
 - ①履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人）（発行後 3 か月以内のもの）
 - ②財務諸表（法人）（直近のもの）
 - ③法人事業税の納税証明書（法人）（直近のもの）
 - ④納税証明書その 1（直近のもの）
 - ア 法人税（法人）
 - イ 消費税及び地方消費税
- (2) 立川市において、過去 1 年以内に立川市競争入札等参加停止基準の規定による参加停止の措置を受けていない者
- (3) 立川市契約における暴力団等排除措置要綱(平成 23 年立川市要綱第 82 号) 第 3 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこと。

3 申込・受付

参加資格要件を満たし、本事業者選定に参加の意思がある者は、公募期間内に下記の提出書類を作成し提出してください。市は、提出されたものについて、参加資格要件に基づき参加資格の有無を審査し、その結果を通知します。

- (1) 提出書類
 - ① 立川市庁舎デジタルサイネージ設置事業者参加申込書 1 部（様式 1）
 - ② 「参加資格条件」が確認できる書類 1 式・・・資格登録をしていない者
- (2) 提出先
立川市行政管理部総務課（市役所 2 階 51 番窓口）
- (3) 提出方法・受付期間
持参または郵送
令和 3 年 9 月 21 日(火) から 10 月 15 日(金)午後 5 時まで

・持参の場合の受付時間は、土曜・日曜日、祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

・郵送の場合は、簡易書留又は一般書留のいずれかにより行うものとし、受付期限必着とする。

なお、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず市は責任を負わない。

(4) 参加資格通知

令和 3 年 10 月 20 日（水）の正午までに電子メールで随時通知します。その際に応募番号（提案者番号）を指定します。

4 質問の受付及び回答

参加受付の前に質問を受付ける。質問がある方は、質問書（様式 2）に必要事項を記入し、質問受付期限までに「1 2 問い合わせ先・提出先」へ電子メールで送信してください。回答は市ホームページに随時公表します。

※電子メールを送信する際の件名は「デジタルサイネージ公募に関する質疑について（事業名）」とすること。

質問受付期限 令和 3 年 10 月 1 日（金）午後 5 時まで

回答の公表期日 令和 3 年 10 月 8 日（金）

5 企画提案書等

前記 3（4）にて参加確認された事業者は、以下の書類を作成して立川市へ提出してください。

(1) 提出書類

① 表紙（様式 3） ※正本用と副本用があります。

② 企画提案書（任意様式 A 4 版縦サイズで作成）

様式は任意としますが、提案書作成要領を参照してください。

③ 広告掲出料提案書（様式 4） ※正本用と副本用があります。

1 年度分の広告掲出料を記入してください。

また、提案額は消費税及び地方消費税を抜いた額としてください。

上記の①～③の書類を 1 セットとして、黒紐やホッチキス等で綴じたうえで提出して下さい（左綴じ、正本 1 部、副本 7 部 正本には事業者名を記載し、副本については参加資格通知の際に指定した応募番号を記載し、応募者の名

称が特定できる固有名詞、所在地、代表者名、ロゴ等を記載しないこと。)

(2) 提出先

立川市行政管理部総務課（市役所 2 階 51 番窓口）

(3) 提出方法・提出期限

持参または郵送

令和 3 年 9 月 21 日(火) から 10 月 22 日(金)午後 5 時まで

・持参の場合の受付時間は、土曜・日曜日、祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

・郵送の場合は、簡易書留又は一般書留のいずれかにより行うものとし、受付期限必着とする。

なお、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず市は責任を負わない。

6 審査決定方法

審査委員会で、提出された提案内容等を評価し、その評価点の合計点が最も高い応募者を設置事業者として選定します（提出された書類のみでの審査となります。）。評価点の最も高い応募者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより決定するものとします。

なお、審査の経緯は公表しません。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けません。

評価基準

評価区分	評価項目	評価の視点	配点
案内板の機能	案内板仕様	(1)規格、素材、耐久性の面で優れている。 (2)色合い・デザイン等が設置場所の雰囲気に調合している。	22.5
	庁舎案内	(1)多様な来庁者（高齢者、障害者、外国人等）に対する工夫や配慮がなされている。	
	市内全域図、市役所周辺図	(1)提供する情報が来庁者の利便性向上に資するものである。	
	表示内容・方法	(1)来庁者に分かりやすいなど、創意工夫がされている。	
設置運営方法	提供情報の運用方法	(1)定期的及び随時の情報更新が適切に行われるものとなっている。 (2)行政情報案内運用が、市に負担なく行える。	12.5
	設置方法	(1)案内板は固定され、転倒・落下・破損等の安全面への配慮が十分である。	
広告運用方法	広告主募集方針	(1)市内に営業所がある企業を掲載する等の配慮がある。 (2)募集方法等が妥当である。	10
	苦情その他のトラブル対応	(1)苦情その他のトラブルに対処できる体制が確立している。	
事業推進体制の確保	業務実績	(1)過去に国又は地方自治体等の管理する施設において事業を運営した実績がある。	5
価格に関する評価	納付金額	(1)広告掲出料の金額	50

- (1) 選考結果については、応募されたすべての事業者電子メールで通知します。
- なお、設置事業者が辞退し、又は決定を取り消された場合には、次順位の者を設置事業者とします。

7 辞退

参加申込書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を事前に電話の上、立川市行政管理部総務課（市役所2階51番窓口）に直接持参してください。なお、辞退は自由であり、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いをすることはありません。

8 協定

最優秀提案者と認めた事業者と、提案に基づいた仕様書の調整と確認を行った後、事業者と協定の締結を行うこととします。

機器設置工事の着工は協定の締結後とします。

9 その他留意事項

- (1) 事業者選定に参加するための費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 書類提出後の企画提案書等の修正及び変更は一切認めません。
- (3) 提出された企画提案書等については返却しません。
- (4) 事業者が提出した企画提案書は市に帰属します。立川市公文書公開条例（平成12年立川市条例第49号）に基づく情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合があります。
- (5) 市が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的での使用を禁じます。
- (6) 採用となった提案について、協議の上内容を一部変更する場合があります。

10 要項・書式等の入手方法

立川市ホームページ (<https://www.city.tachikawa.lg.jp/>) の「立川市庁舎デジタルサイネージ設置事業者募集」に掲載します。

11 募集から選定までのスケジュール

内 容	日 程
募集開始	令和3年9月21日（火）
質問の受付期限	令和3年10月1日（金）午後5時
質問に対する回答の公表期日	令和3年10月8日（金）
参加申込期限	令和3年10月15日（金）午後5時
企画提案書等の提出	令和3年10月22日（金）午後5時
選考結果の通知	令和3年11月中旬

※現地の見学会は行いません。今回募集している事業の設置個所には現設置事業者が設置した機器がありますので必要な場合は来庁しご覧ください。

12 問い合わせ先・提出先

立川市行政管理部総務課庶務係（市役所2階51番窓口） 担当：宮崎・奥平
住所 〒190-8666 立川市泉町1156-9
電話 042-523-2111（内線2593）
ファックス 042-527-8074
Eメール soumu@city.tachikawa.lg.jp

13 本庁舎以外の設置についての問い合わせ先

立川市総合政策部行政経営課 担当：轟
住所 〒190-8666 立川市泉町1156-9
電話 042-523-2111（内線2703）
ファックス 042-521-2653
Eメール g-keiei@city.tachikawa.lg.jp